



第4号様式

流教学第1449号  
令和4年3月18日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

|            |                   |  |  |
|------------|-------------------|--|--|
| 報告年月日・番号   | 令和4年2月17日・流監第119号 |  |  |
| 監査の種別      | 定期監査・行政監査         |  |  |
| 部 課 等 名    | 区分                | 指摘事項等  | 措置事項   |
| 学校教育部学校教育課 | 意見                | <p>式典に係る費用について、教育総務課予算（教育委員会費）及び学校教育課予算（教育振興費）から支出しており、複数の事業にまたがった予算執行となっていた。予算計上がないものについては、財政部局とも協議するとともに、事業別予算の観点から、適正な予算執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。</p> | <p>学校教育課予算（教育振興費）の教育振興事務事業の当該予算は、毎年実施する教育功労者表彰、教育委員会表彰、永年勤続表彰、教育奨励表彰、退職者感謝状贈呈に係る記念品等及び写真現像・プリント代となり、指摘の瑞宝双光章伝達式は、毎年実施する式典と違い、特例的な式典であったため予算がなかった。そのため、事前準備としての花束及び額縁の購入は、教育総務課が担当し、当日の進行及び写真撮影に係る部分は、学校教育課が担当することとなった。市の事業別予算の観点から、異なる事業から支出することは望ましくないということから、今後、同様の特例的な式典については、実施の有無も含め教育総務部と協議したうえで、支出が事業をまたぐことがないよう意思の疎通をしっかりと行い、予算執行については、その都度、財政部と協議してまいります。</p> |

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。